

# 男女平等参画を推進するための基本的施策 第8条～第18条

市が男女平等参画を推進するために、次のとおり基本的な施策等を定めています。

## 基本計画（第8条）

男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画をつくります。

## 施策の策定等に当たっての配慮（第9条）

施策を策定するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮します。

## 市民等の理解を深めるための措置（第10条）

基本理念について市民等の理解を深めるため、情報の提供等広報活動に努めます。

## 教育及び学習の振興（第11条）

学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興に努めます。

## 市民等に対する支援（第12条）

市民等が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供などに努めます。

## 審議会等における男女平等参画の推進（第13条）

審議会等の委員は、男女の数の均衡を図るよう努めます。

## 調査研究（第14条）

男女平等参画に関する施策に必要な調査研究を行います。

## 推進体制の整備（第15条）

男女平等参画の施策を実施するために推進体制を整備します。

## 財政上の措置（第16条）

男女平等参画の施策を実施するために財政上の措置に努めます。

## 実施状況の公表（第17条）

男女平等参画に関する施策の実施状況を毎年公表します。

## 苦情等の申出（第18条）

- ・ 市民等は、男女平等参画の推進に関する施策に対する苦情、又は男女平等参画を阻害すると認められるものがあるときは申し出ることができます。
- ・ 申し出を受ける窓口を設置し、関係機関と連携するなど適切に対応します。

# 苫小牧市男女平等参画審議会 第19条

男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議するために苫小牧市男女平等参画審議会を置きます。